（水質の測定等）

第十五条　法第十二条の十二（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一～五　（略）

（証明書の様式）

第十六条　法第十三条第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第十四とする。

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請）

第十七条の六　法第二十五条の十第一項の認定の申請は、別記様式第十五の申請書を公共下水道管理者に提出して行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　雨水貯留浸透施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図

二　雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の額を証する書類

三　雨水貯留浸透施設の設置の工事の工程表

3　前項第一号に掲げる位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の位置を表示したものでなければならない。

4　第二項第一号に掲げる構造図は、縮尺五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の流入口及び放流口の構造を表示したものでなければならない。

（雨水貯留浸透施設整備計画の記載事項）

第十七条の七　法第二十五条の十第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期とする。

（雨水貯留浸透施設の規模）

第十七条の八　法第二十五条の十一第一号の国土交通省令で定める規模は、雨水を貯留する容量が三十立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、規則で、区域を限り、雨水を貯留する容量を〇・一立方メートル以上三十立方メートル未満の範囲内で、別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準）

第十七条の九　法第二十五条の十一第二号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができる構造であること。

二　雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）

第十七条の十　法第二十五条の十一第四号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は次のとおりとする。

一　雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。

二　前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。

三　雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（水質の測定等）

第十五条　法第十二条の十二（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一～五　（略）

（証明書の様式）

第十六条　法第十三条第二項（法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第十四とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）